

## 第2回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2020年7月20日（月）16:30～18:30
2. 場 所：経済産業省本館17階国際会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、  
川澤委員、木村委員、藤居委員

（議事次第）

1. 調達等の在り方について
2. 持続化給付金事務事業について

（議事概要）

飯田事業環境部長より資料1、今里中小企業政策上席企画調整官より資料2に沿って説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

### <調達等の在り方について>

検討事項①入札公告・公募前の事前接触について

- 早いうちから準備を始められる事業であれば、RFIのようなプロセスも可能かもしれない。ただし、緊急性の高い事業については期間短縮や簡素化は必要であり、緊急随契の活用の有無についても検討が必要。
- 緊急性の高い事業における適用可能性を考えると、今回のような緊急性のある事案が発生したらどこに照会をするのか、どういう対応をするのかといったことを事前に何らかの形で類型化して準備しておくことで、実際に仕様書を作るまでの期間を短くできるかもしれない。

検討事項②入札・公募審査の透明性の確保

- 基本的には、審査委員の氏名は非公表、事業者名と評価結果を紐づけた形での公表は不要。ただし、審査委員の属性については検討が必要。
- 審査委員の氏名の公表については、外部有識者を活用した案件が増えるのであれば、科研費を参考に、一定数の外部有識者を委嘱したうえで氏名をまとめて公表し、案件ごとに非公表でその中から何名かを選定して

審査する等、効率性も含めた在り方についても検討の余地があるのではないか。

- 国民からの関心が高く、今後類似の事業がないと考えられ予定価格の類推防止が不要な事業に限っては、一般競争入札であってもGo To トラベル事業と同じ範囲での結果の公表も検討の余地がある。そうでない事業で一般競争入札の場合には、総合評価点を公表する構成で良いのではないか。
- あらかじめのどの項目を公表するかを入札時点で通知しておくことが重要。すべての案件で同様の公表をするのは現実的ではないので、案件ごとに事前通知しておく必要がある。
- 二者の場合には三者以上の場合と比べて大幅に公表範囲が狭くなるため、どのような方法があるか引き続き検討が必要。併せて、大規模で国民の関心が高く、かつ入札者のレピュテーションも高く確立したと言える事業に限っては、公表されたとしてもネガティブなインパクトを与えるものかどうかは考える必要がある。
- 説明責任という意味では、その事業者が採択された理由を明確にすることが最も重要ではないか。二者の場合でも、採択された理由を全体として示すのであればある程度の説明も果たせる。
- 前提として情報公開は最低限の情報を開示するという観点での話であり、政策的判断でより公表範囲を広げるということはあり得る。そのうえで、事業者名については評価結果との紐づけがない状態で了解が得られれば公表もあり得る、委員の氏名は基本的に非公表で事業の特殊性を踏まえて例外的に公表もあり得る、ということになると思う。ただし、政策的判断で開示が進みすぎると、公表の慣行ができてしまい公表の最低ラインが上がっていく可能性があるので注意が必要。
- 事業の性質によるが、事業者の内部管理情報の中には、例えば執行体制を用意するだけの、公にしても不利益にならないと考えられる情報もあるので、技術点の開示については当該技術の性質も踏まえ公表範囲を検討するという観点も必要。

#### 検討事項③入札・応募資格について

- 入札参加資格については、これまでと同様に広く受け付けるべきという考え方に異論なし。

#### 検討事項④再委託比率について

- ガバナンスの観点から、どのような事業者が国からの直接の受託者になるべきかについては、引き続き検討が必要。受託者が国から受託し事業を遂行する責任を有している以上、実際に事業の統括をし、説明責任を

果たすことができる者が受託者となるべき。また、いざというときに責任追及をできるか、その場合に資産の引き当てがあるか等についても考慮が必要。

- 緊急かつ大規模で多重構造の事業については、再委託先以降（外注先も含む）についても事後的にチェックができる体制の構築について、契約書の中でより詳細に規定しておくべき。単なる契約の連鎖では、いざとなった場合国がチェックできない恐れがある。例えば、契約書23条2項の同意が予め取得されていないといった問題があり、再委託先以降に契約と同時に同意書等を国宛て直接出させる等の工夫が必要ではないか。
- 緊急かつ大規模で多重構造の事業については、総経費の1/2以上を再委託する際の理由書の記載項目として、再委託の必要性に加え、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託していないことの証明、経費処理や事業実施の確認方法等も検討すべき。また、事業によっては理由書と履行体制図に加え、再委託を合理的に説明できる追加的な資料を提出させることも検討すべき。
- 再委託比率低減のための工夫として、経年で実施しており外注費が高い事業については、分割発注は有効ではないか。また、分割した場合でも、再委託や外注先の決定について、予め履行体制図で決まっている場合を除き、競争性を取り入れることも検討されるべき。コンソーシアム形式については、責任の所在が不明瞭になる可能性もあるので、事業の効率化の面でどのような事業に効果があるかは検討が必要。
- 緊急かつ大規模な事業については事前評価が難しいので、契約等評価監視委員会で再委託比率が高い事業を取り上げる等、事後的評価プロセスを充実させるべき。また、このような大規模案件については政策評価という観点からもアウトカム等の検証作業が必要。
- 契約書23条で記載されている現地調査について、ガバナンスの観点での監視だけでなく、研究開発で行われているようなサイトビジットという形で問題点の吸い上げという趣旨での活用も考慮に入れるべき。
- 多重構造によるコスト増大の防止のためもう一步踏み込むのであれば、事業者が競争的に再委託先の選定ができるような環境整備（例：米国におけるサブネット）を行うということも考えらえる。
- 再委託先や外注先が、委託先と関連性のある事業者の場合には、追加的にチェックや公表の方法を検討すべき。
- 情報セキュリティや個人情報保護の観点で、契約書26条11項では再々委託先以降は及ばない形になっているとも読めるので、明瞭な記載に修正が必要。また、27条についても再々委託先以降が国に対して義務を負うことを明確にすべき。
- 一般管理費については、上限比率を一律ではなく契約金額に区分を設けて逡減する形にすることも検討すべき。もしくは、個別事業者ごとにエビデンスを求め、適切な比率を設定するようなやり方も検討すべき。
- 外注と再委託の実態の差が曖昧な状況で、一般管理費の算出基礎に含め

るかを区別（外注費は算出基礎に含めるが、再委託費は算出基礎に含めない）する正当性と、現状10%となっている上限の数値の在り方については検証すべき。

検討事項⑤緊急かつ大規模事業における履行体制等の把握について

- 入札・応募資格以外の検討事項については、緊急かつ大規模な事業の特殊性を考慮したうえで検討すべき。

その他

- 透明性の確保等は重要ではあるが、過度になると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるため、全体として意見申立ての仕組みを構築しておき、寄せられた意見に対して柔軟に対応するという発想もある。

<持続化給付金事務事業について>

- 今後の進め方について違和感無し。
- 結果の公表については、二者であった際に事業者と評価結果の紐づけを防ぐため、その事業者が採択された理由を明確にすることが重要。
- 採択基準として、事業の継続性という観点のプライオリティが高くなりすぎないように注意すべき。
- 審査過程でのプレゼンテーションの実施について、提案書の中で評価の観点を明確にしており書面での審査が可能であるためプレゼンテーションは不要である旨は、今後きちんと説明していくべき。